

～はじめに～

発達障害は生まれながらの脳機能の障害とされており、「病気が治る」という意味合いでは発達障害そのものが治るということはありません。当事者には生涯に渡って適切な支援が必要であるにもかかわらず、これまで知的、身体、精神の3障害に限定された制度の適用外とされてきました。

適切な支援が受けられなかった場合には、幼少期から周囲とうまくなじめないまま成人し、その過程で様々なストレスにさらされることによって二次障害を併発することや、家族も思い通りにいかない育児のストレスや周囲の無理解、将来への不安に苦しむケースが少なくありません。

平成17年4月、当事者、家族、支援者の切実な思いが結実し、発達障害者支援法が施行され、発達障害を早期に発見し、状況に応じて適切に発達支援、就労支援、地域における生活支援及び家族に対する支援を行うことが、国及び地方公共団体の責務とされました。

同法の施行を受けて、広島県においても、平成17年10月に発達障害者支援センターを設置し、相談、支援、啓発事業や関係機関との連絡調整などを実施するほか、医療機関の確保や支援人材の育成に取り組んできました。平成18年4月から施行された障害者自立支援法においても、発達障害児（者）については、児童相談所の判断や医師の意見書等により、児童デイサービス等の支援が実施されるようになっていきます。

しかし、発達障害者支援法の「発達障害者の自立と社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図る」という理念の実現には、依然として多くの課題が残されており、これらの課題に迅速かつ適切に対応する支援施策の展開を図るためには、県としての基本的な事業指針及びこれに沿った具体的な取組事例を取りまとめ、県での施策の実施や市町への支援・働きかけにつなげていく必要があります。

このため、広島県障害者支援課は、平成20年度発達障害児（者）モデル支援手法開発プロジェクトチームでいただいた発達障害児（者）への支援体制づくりに関する主な課題と施策に関する意見や、平成21年1月に実施した発達障害児（者）支援に関する市町実態調査などを参考としつつ、平成20年7月に設置した広島県発達障害児（者）支援連携委員会でこれまでいただいた意見を踏まえて、ここに「広島県の発達障害児（者）支援のあるべき姿と県としての事業指針及び今後の取組みについて」を取りまとめ、今後の発達障害児（者）支援施策について、県事業の展開と市町への支援・働きかけを図っていくこととします。

I 支援のあるべき姿 ～支援の目的～

発達障害者支援法の理念を実現するため
すべての発達障害（児）者の
自立及び社会参加に資するよう
生活全般にわたるニーズに応じた支援を図り
もってその福祉の増進に寄与する。

発達障害者支援法（法律第百六十七号）抜粋

第一条（目的）

この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、**発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与すること**を目的とする。

II 事業指針 ～あるべき姿の実現に向け、事業を実施するにあたっての指針～

1 支援ニーズの早期把握と早期支援

できる限り早く支援ニーズに気づき、支援を開始できる体制の確立

2 当事者の立場に立った継続的で柔軟かつきめ細かな支援

できるだけ身近な地域で、当事者のニーズに応じたきめ細かな支援が、ライフステージや社会の変化、支援技術の発展等に柔軟に対応しながら継続的に行われる体制の確立

3 家族を含めたトータルな支援

肉体的・精神的な負担が大きい家族のケアを含めたトータルな支援体制の確立

4 地域社会による支援

地域生活のあらゆる場面で支援が受けられる体制の確立

Ⅲ 事業指針に沿った今後の取組み ～現状と課題を踏まえ今後取組む具体的施策の例～

- ※ 今後取組むべきポイントは現状と課題を踏まえた施策の事例であり、今後の社会の変化、支援技術の発展等の状況によっては、事業指針に沿った新たな取組みを実施する。
- ※ 今後取組むべきポイントの担当が市町となっているものは、県が市町に対して支援や働きかけを行っていくものである。
- ※ この冊子における「学齢期」は、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校小学部・中学部・高等部の期間を指す。

1 支援ニーズの早期把握と早期支援

(1) 支援ニーズの早期把握

すべての発達障害（児）者に支援の機会を提供するために、当事者及び周囲の人々が支援ニーズに気付くライフステージごとの仕組みが必要

① 乳幼児期の気付き

【現状と課題】

- ・ すべての市町で乳幼児健診時に子どもの発達の状況を確認しているが、現時点では発達障害のスクリーニング機能は十分とは言えない。
- ・ 家庭では気付かなくても、集団の中で問題が顕在化することもあるので、保健師、保育士など家庭の外で子どもと日常的に接している現場スタッフの意識・知識・技術の更なる向上が求められている。
- ・ 子どもの発達が気になった段階から相談しやすい「子育て支援の相談窓口」が必要とされている。

【今後の取組むべきポイント】

- 1歳半、3歳児健診におけるスクリーニングの強化（法第5条第1項、発達障害者支援法の関係条項を示す。以下同じ。）

取組みの内容	担当
乳幼児健康診査を担当する保健師の専門性向上研修の実施	県（障害者支援課）、市町
乳幼児健康診査マニュアルの活用促進	県（健康対策課）、市町

- 保育士、幼稚園教諭の現場における気付きの強化（法第7条）

取組みの内容	担当
保育士、幼稚園教諭の専門性向上研修の実施	県（障害者支援課）、県教育委員会、市町
療育支援事業所等による施設支援の強化	県（障害者支援課）

- 子育て支援の中での気付きの強化（法第13条）

取組みの内容	担当
発達の課題に関する相談にも対応できる子育て支援の窓口の設置	市町
母子健康手帳交付時や子育て教室における情報提供	市町

② 学齢期の気付き

【現状と課題】

- ・ 発達障害を早期に発見し、適切な支援を図っていく観点から、教員の専門性の更なる向上が求められている。
- ・ 保育所・幼稚園と小学校との接続等、校種間の円滑な接続に課題がある。

【今後取り組むべきポイント】

○ 学校における気付きの強化（法第8条）

取組みの内容	担当
教員の特別支援教育に関する研修の充実	県教育委員会
発達障害の専門家による巡回相談の実施	県教育委員会
特別支援学校のセンター的機能の活用	県教育委員会

③ 成人期の気付き

【現状と課題】

- ・ 知的に問題がない当事者の場合、本人も周囲も気付かないまま、ストレスを抱えながら成人し、二次障害を併発して初めて診断を受ける場合が多い。
- ・ 職場で人間関係のトラブルが多く、本人も周囲も原因がわからず困っている。

【今後取り組むべきポイント】

○ 職場以外での気付きの強化（法第3条第1項、第23条）

取組みの内容	担当
身近な地域で相談しやすい窓口の整備	市町
成人も受診可能な発達障害の専門医の養成	県（障害者支援課）

○ 職場における気付きの強化（法第20条、第21条）

取組みの内容	担当
産業医、企業内カウンセラーに対する普及啓発	県（障害者支援課）
地域や企業への普及啓発	県（障害者支援課、商工労働局）

④ ライフステージ共通の気付き

【現状と課題】

- ・ 特定非営利活動法人広島自閉症協会が行った会員向けアンケート（H17年）では、診断を受けるきっかけとしては、家庭での「保護者の気付き」によるものが最も多く、保護者への啓発が重要となっている。
- ・ 子どもの不登校や引きこもりで困っている保護者、児童虐待を行っている保護者に対して、発達障害が関係する場合には、発達障害に関する正しい情報を提供する必要がある。
- ・ 地域のかかりつけの病院の医師は発達や健康に関する相談を受けているが、発達障害が疑われても専門機関につながっていない場合がある。

【今後取組むべきポイント】

○ 保護者の気づきの強化（法第13条）

取組みの内容	担当
保護者に向けた早期発見につながる情報の提供	県（障害者支援課），市町
こども家庭センター等，子育て及び家庭の課題を取り扱う相談機関における発達障害対応の強化	県（こども家庭課） 市町

○ 医療機関の気づきの強化（法第22条）

取組みの内容	担当
地域の医療機関が専門機関等を紹介する仕組みの整備	市町

(2) 支援ニーズに気付いた段階からの支援

ニーズに気付いた段階からいつでも必要な支援が開始されるように、全ライフステージに対応した支援体制の充実を図る。

① 乳幼児期からの支援

【現状と課題】

- ・ 子どもに発達障害が発見された時の保護者の不安は大変大きく、不安の軽減のためには、発見後すぐに支援が開始されることが求められている。
- ・ 乳幼児健診後のフォローアップや育児不安の解消を目的に、すべての市町で親子教室が開催されているが、その内容の一層の充実が求められている。
- ・ 気になる段階から、保護者にとって身近な場で相談ができ、医学的診断の有無に関係なく、専門的なアドバイスなどの支援が受けられることで、将来の問題が軽減されることになる。
- ・ 発達障害の可能性のある子どもの多くが保育所や幼稚園に通っている状況にあることを踏まえ、保育所等での療育機能を高めることが求められている。
- ・ 児童デイサービスなどの専門的な療育を担う機関が少ない。
- ・ スクリーニングされても、保護者の障害受容が難しいため支援につながらず、後になって問題が顕在化するなど、対応が遅れる場合がある。

【今後取組むべきポイント】

○ 1歳半，3歳児健診後の支援（法第5条第3・4項）

取組みの内容	担当
フォローアップのための親子教室の充実	市町
親子教室従事職員の専門性向上研修	県（障害者支援課），市町
身近な地域における専門相談の体制づくり	市町

○ 療育支援（法第6条第3項、第7条、第23条）

取組みの内容	担当
療育支援事業の実施、職員の専門性向上研修	県（障害者支援課）
幼稚園教諭、保育士の支援スキルの向上研修	県（障害者支援課）、県教育委員会、市町
発達障害児に対する保育士の加配等の充実	市町
児童デイサービス事業所の確保	市町

○ 保護者の障害受容の促進（法第6条第3項、第23条）

取組みの内容	担当
市町保健師の相談能力向上研修	県（障害者支援課）、市町

② 学齢期からの支援

【現状と課題】

- ・ 特別支援教育を推進するための校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名は、すべての公立小・中学校で実施されているが、児童生徒を支援するための体制が十分に機能しているとは言えない状況にある。
- ・ 高等学校においては、発達障害のある生徒への支援を充実させる必要がある。
- ・ 特別支援教育が、教職員はもちろんのこと、保護者、県民、企業に広く理解されるよう啓発・広報活動が必要である。
- ・ 一貫した支援を行うため、転校や進学、教員の人事異動等の場合の支援の継続が必要とされている。
- ・ 各学校において、相談支援ファイル（サポートファイル）の活用、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成を進めていく必要がある。
- ・ 学校卒業後の職業的自立を促進する学齢期を通じた職業教育の充実が求められている。

〈平成20年度 校内支援体制の整備状況〉

	公立幼稚園	公立小学校	公立中学校	公立高等学校
校内委員会の設置	80.0%	100%	100%	60.4%
特別支援教育コーディネーターの指名	81.4%	100%	100%	93.4%
個別の指導計画の作成	52.9%	84.1%	78.5%	5.5%
個別の教育支援計画の作成	32.9%	75.0%	66.1%	5.5%

（注）広島市は含まない。

〈平成20年度 特別支援学校高等部卒業者の就職状況〉

特別支援学校高等部卒業者就職率	22.0%
-----------------	-------

【今後取り組むべきポイント】

○ 支援体制の整備（法第8条）

取組みの内容	担当
発達障害の専門家による巡回相談の実施	県教育委員会
個別の教育支援計画、指導計画の作成・活用	県教育委員会
相談支援ファイル（サポートファイル）の活用	県教育委員会
地域の関係機関との連携による一貫した支援体制の整備	県教育委員会

○ 教員の専門性向上（法第8条、第23条）

取組みの内容	担当
教員の特別支援教育に関する研修の充実	県教育委員会
免許法認定講習の実施	県教育委員会
大学院、教員長期研修への派遣	県教育委員会
授業研究等を通じた特別支援学級担任の専門性の向上	県教育委員会
授業研究等を通じた通常の学級の発達障害のある児童生徒の指導の充実、通級による指導の充実	県教育委員会
発達障害に関して、各市町で中核となって指導ができる専門性の高い教員の養成	県教育委員会
特別支援学校のセンター的機能の発揮	県教育委員会

○ 職業的自立の促進（法第10条第2項）

取組みの内容	担当
職業的自立を促進する教育の推進	県教育委員会
ジョブサポートティーチャーの効果的な活用、企業との連携	県教育委員会
特別支援学校と連携した職業訓練の実施	県（商工労働局）、市町

③ 成人期からの支援

【現状と課題】

- ・ 社会性やコミュニケーションなどの問題により、周囲と適切な人間関係が築けず、就職が困難だったり、離職を繰り返したりし、自己評価が低くなっている場合には、精神的なケアや社会的スキル、就労イメージの習得が必要である。
- ・ 企業の発達障害に対する理解不足により、会社内でのいじめやトラブルに巻き込まれるケースも多い。
- ・ 就労支援に当たっては、学齢期の早い段階から、関係機関が連携していく体制づくりが求められている。その際、発達障害者支援センターや障害者就業・生活支援センターが持つノウハウを活用していくべきである。
- ・ 生活面での支援では、地域住民の理解が不可欠であり、既存の福祉サービスを活用した居場所の確保も必要である。

【今後取組むべきポイント】

○ 就労に向けた支援（法第10条第1項、第14条第1項の二）

取組みの内容	担当
職場体験実習機会の確保	県（商工労働局）、市町
大学との連携による職場体験実習の実施	県（障害者支援課）
発達障害者支援センターによる就業支援	県（障害者支援課）
障害者就業・生活支援センターによる就業支援	県（障害者支援課、商工労働局）
就労継続支援事業所などの福祉サービス	市町

○ 既に就労している場合の定着支援等（法第10条第1項、第14条第1項の二）

取組みの内容	担当
企業内ジョブサポーターなど企業内の支援にあたる人材育成の促進及び派遣型ジョブサポーターによる職場定着支援等の充実	県（商工労働局）
企業に対する発達障害者雇用支援の施策・制度の周知	県（商工労働局）
発達障害の特性や発達障害のある人が継続的に働く上で、必要となる処置や配慮についての雇用主への周知	県（商工労働局）
発達障害者支援センターによる労働環境の調整	県（障害者支援課）
障害者就業・生活支援センターによる労働環境の調整・定着支援	県（障害者支援課、商工労働局）

○ 生活支援（法第3条第2項、第11条）

取組みの内容	担当
地域活動支援センターの福祉サービス	市町
社会的スキルの習得機会の提供	市町
既存の福祉サービスを活用した居場所の確保	市町
障害者就業・生活支援センターによる生活支援	県（障害者支援課）

④ ライフステージ共通の支援

【現状と課題】

- ・ 発達障害に関する相談は、母子保健、児童保育、障害福祉、医療、教育、就労などに関係する多様な機関で受けている。
- ・ 相談支援については、身近な市町を基本としつつ、地域ごとに、それを担う専門的な人材を確保、養成していくことが必要である。
- ・ また、市町を基本として、それを障害児の専門機関やこども家庭センター、広島県発達障害者支援センター等が支える重層的な相談支援体制を、それぞれの地域の実情に応じて構築していくことが必要である。
- ・ 発達障害の専門医が不足している上に県西部と中央部に偏在していることから、身近な地域で医療支援が受けられる医療機関の確保が必要である。

【今後取り組むべきポイント】

○ 相談支援（法第3条第2項，第11条，第23条）

取組みの内容	担当
最も身近な市町における相談窓口の設置	市町
市町で相談を担当する保健師等の専門性向上研修（再掲）	県（障害者支援課），市町
一次相談を市町が担当し，困難事例について二次相談を発達障害者支援センターが担当する重層的な相談体制の構築	県（障害者支援課） 市町
関係機関や市町が行う研修の体系化，役割分担の検討	県（障害者支援課），市町

○ 医療支援（法第3条第4項，第19条）

取組みの内容	担当
身近な地域で診断や医療支援が受けられる医療機関の確保	県（障害者支援課）
医療機関と他の保健，福祉の専門機関との連携強化	市町

2 当事者の立場に立った継続的で柔軟かつきめ細かな支援

発達障害は障害特性に多様性があり，支援ニーズも当事者によって異なることから，できるだけ身近な地域で，きめ細かで柔軟な個別の支援を行う体制を整備する。

① 個別支援計画の策定・実行

【現状と課題】

- ・ 障害特性に多様性がある発達障害の場合，ニーズに応じた個別支援計画を活用した取組みが有効と考えられるが，現在その取組みは不十分な状況にある。
- ・ 支援ニーズに合わせたきめ細かな支援を行うためには，できるだけ身近な地域で関係機関の連携により，柔軟かつ継続的な支援が可能な体制が必要である。

【今後取り組むべきポイント】

○ 個別支援体制の構築（法第3条第2・3・4項，第11条）

取組みの内容	担当
市町の取組み状況の把握，動機付け	県（障害者支援課）
市町の個別支援計画の策定・実行体制整備のサポート	県（障害者支援課）
個別支援計画の策定・実行	市町

② ライフステージを通じた支援の継続

【現状と課題】

- ・ ライフステージの移行期において，関係機関の連携がうまくいかず，一貫した支援が実現されていない例がある。
- ・ ライフステージを通じて支援をコーディネートする仕組みと人材が不足している。
- ・ 保育所・幼稚園と小学校との接続等，校種間の円滑な接続に課題が見られる。
- ・ 相談から，適切な療育支援につなげていくためには，関係機関の連携が不可欠であり，例えば地域自立支援協議会を活用するなどして関係者の連携システムを構築していく必要がある。

【今後取組むべきポイント】

○ 支援者間のつなぎの強化（法第3条第4項，第23条）

取組みの内容	担当
地域自立支援協議会を活用した個別支援の引継ぎ，ライフステージを通じた支援のコーディネート	市町
幼保と小学校など関係機関相互の情報共有体制づくり	市町
個別支援計画の企画と実施を継続的にコーディネートできる人材の育成	県（障害者支援課） 市町
校種間の接続を円滑に行い，幼児期から学校卒業まで一貫した指導，支援を行うための体制の整備	県教育委員会
サポートファイルの活用促進	県（障害者支援課），市町

3 家族を含めたトータルな支援

肉体的・精神的な負担が大きい家族のケアを含めたトータルな支援体制の確立

① ライフステージ共通の支援

【現状と課題】

- ・ 発達障害児(者)の家族は，育ちの基礎となる存在であり，また最も身近な支援者でもあるため，家族を含めたトータルな支援が不可欠である。
- ※ 適切な家族支援がなかったため，児童虐待につながったケースもある。
- ・ 発見段階では，母親だけへの支援に留まって家族全体への関わりが不足していることが，母親の孤立感などを生む背景の一つとなっていることから，早期から家族全体への関わりが必要とされている。
- ・ 障害が分かったときのショックや将来に対する不安を抱える保護者や兄弟姉妹に障害があることで悩みを抱えたり，保護者の関わりが相対的に少なくなったりしがちな他の兄弟姉妹への心理的ケアやカウンセリングの充実が求められている。
- ・ また，既に子育てを行い様々な経験のある保護者の話を聞いたり，現に発達障害児を育てている保護者同士で相談や情報交換を行ったりする機会を充実させていくことも重要である。
- ・ 子どもから一時も目が離せない状況にある保護者の精神的・肉体的な負担感を軽減するため，レスパイト（一時的休息）の支援を図ることも必要である。

【今後取組むべきポイント】

○ 家族の精神的負担の軽減（法第13条）

取組みの内容	担当
早期から家族全体への説明や支援を実施	市町
ペアレントトレーニングの実施	県（障害者支援課），市町
保護者や兄弟姉妹に対する心理的サポートの実施	市町
保護者同士，子育て経験者との交流の場の確保	市町
家族のレスパイト（一時的休息）の提供	市町

② 学齢期の支援

【現状と課題】

- ・ 学年が上がっても目が離せず1人にすることが難しい児童について、放課後や長期休業中などにおける地域での居場所づくりが課題となっている。
- ・ このため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実を始め、日中一時支援事業などの活用が求められている。
- ・ 特別支援教育に対する保護者の理解が不十分であり、特に通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒への理解が進んでいない。

【今後取り組むべきポイント】

○ 学校外の居場所の確保（法第9条）

取組みの内容	担当
放課後児童クラブにおける発達障害児対応の充実	市町
日中一時支援事業などの対象を学齢期に拡大	市町

○ 普及啓発（法第8条）

取組みの内容	担当
特別支援教育の保護者等への普及啓発	県教育委員会，市町

4 地域社会による支援

当事者の生活のあらゆる場面において障害が理解され、支援を受けられる地域づくり

① 一般県民の障害理解の促進

【現状と課題】

- ・ 発達障害は広く知られてきているが、一方で偏見を生むような誤った情報も氾濫している。
- ・ 発達障害について知らない人から「わがまま」「しつけが悪い」と責められることがあり、当事者や家族の大きなストレスとなっている。
- ・ 発達障害に対する偏見を取り除き、支援が必要であることを理解してもらうために、継続的に正しい情報を発信し支援を呼びかける取組みが必要である。
- ・ 民生委員・児童委員及び主任児童委員は、地域において虐待や引きこもりなどの案件に関わることがあり、その中には発達障害が関係している場合もあることから、正しい知識を持って適切な対応をすることが求められている。
- ・ また、民生委員・児童委員及び主任児童委員に発達障害者への理解を深めてもらうことで、担当地域の住民に対する波及効果が期待されている。
- ・ 発達障害者には視覚的な支援が有効なことから、コミュニケーションボード等のコミュニケーションツールの活用を検討する必要がある。

【今後取り組むべきポイント】

○ 継続的な普及啓発（法第21条）

取組みの内容	担当
一般県民向けシンポジウム，講演会の開催	県（障害者支援課），市町
一般県民向け啓発パンフレットの作成，配布	県（障害者支援課），市町
「世界自閉症啓発デー」（4月2日）の周知	県（障害者支援課），市町
広報誌を利用した普及啓発	県（障害者支援課），市町
その他，あらゆる機会における普及啓発活動の実施	県（各課），市町

○ 地域社会での受容の促進（法第4条，第21条）

取組みの内容	担当
民生委員・児童委員及び主任児童委員対象の研修会の実施	県（障害者支援課）
地域の行事等への発達障害者の参加促進	市町
コミュニケーションボード等の視覚的サポートツールの活用検討	県（障害者支援課）

② 行政機関等に対する啓発

【現状と課題】

- ・ 当事者が生活する上では様々な行政サービスや公共交通機関の利用を必要とするが，行政職員や駅員・運転手等の発達障害に関する知識が十分でない。
- ・ 当事者の権利に関わる司法関係の公務については，発達障害についての正しい理解なしに当事者に接することが，結果的に当事者にとって不利益になる恐れもある。
- ・ 行政職員に発達障害者支援の観点を持ってもらい，担当する事業や窓口対応に反映してもらうよう啓発を行う必要がある。

【今後取り組むべきポイント】

○ 研修会の実施，パンフレットの活用（法第12条，第21条）

取組みの内容	担当
県庁，市役所，町役場の庁内研修会の実施	県（障害者支援課），市町
警察官や司法公務員等への啓発パンフレット配布	県（障害者支援課）
公共交通機関への啓発パンフレット配布	県（障害者支援課）